

練馬区立中学校選択制度検証委員会

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱（平成25年4月22日25練教教学第171号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成25年6月7日

練馬区教育委員会

教育長 河 口 浩

記

練馬区立中学校選択制度について検証し、成果、課題および対応策等に関し貴会の意見を求めます。

（説明）

公立小中学校の就学については、従来から通学区域による指定の方法が採られてきました。しかし、昭和62年の臨時教育審議会の提言をはじめ、行政改革委員会の提言、旧文部省からの通知等により、学校選択の弾力化が進められ、多くの自治体が学校選択制度を検討・導入してきました。

練馬区においても、平成15年3月の「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」（平成13年10月設置）からの答申に基づき、「保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度」「特色ある学校づくりと区立中学校の活性化」を目的として、平成17年度の新入生から中学校選択制度を実施したところです。

選択制度は一般的に、生徒や保護者の意思が尊重されるほか、学校の競争力が高まり特色や魅力の向上、活性化が図られる等の利点の一方で、学校規模の格差や小規模化に伴う弊害等が指摘されてきています。このため、平成20年1月から7月にかけて、第1次の検証を行い、平成21年度から改善策を実施してまいりました。

今回の検討におきましては、これまでの成果や課題を踏まえ、より良い制度のあり方や運営に向けて、ご提言をお願いします。